

商慣習の見直しに関する調査・社会実験業務委託 仕様書

1 委託業務名

商慣習の見直しに関する調査・社会実験業務委託

2 目的

小売店等が設定するメーカーからの納品期限及び店頭での販売期限は、商慣習として製造日から賞味期限までの期間を概ね3等分して設定されている場合が多く（いわゆる「3分の1ルール」）、販売期限を過ぎた食品の多くは賞味期限に達する前に廃棄され、食品ロス発生の一つの要因とされている。

この商慣習のうち、納品期限から販売期限までの1/3については、小売事業者と消費者の相互理解によって販売期限を延ばすことで、販売期限切れによる食品廃棄が抑制できる可能性がある。

このため、今回、京都市内の食品スーパー（協力店舗）において、小売事業者と消費者の相互理解を促すための食品ロス削減に関する情報発信の下で、加工食品の販売期限を従来の期限より延長する社会実験を実施し、得られる効果（食品ロス削減・廃棄コスト減等）を検証するとともに、市内で食品スーパーを展開する小売事業者及び市民への意識調査を実施し、賞味期限に関する認識や販売期限を延長する際の影響等を調査することで、商慣習の見直しに向けた取組につなげていくことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から平成30年3月30日（金）まで

4 委託事項（企画提案事項）

（1）食品スーパー（協力店舗）での販売期限の延長に関する社会実験の実施

京都市内の食品スーパーで、加工食品の販売期限延長の社会実験を、品目（飲料、加工食品、菓子、日配品など）を複数定めて実施し、実験前後（前年同期比等）の商品の廃棄数量等を比較することで取組効果を明らかにすること。

また、社会実験に協力していただく店舗において、店頭アンケート調査を実施し、消費者への影響等についても明らかにすること。

なお、社会実験の企画提案に当たっては、①実施時期（期間）、②実施品目案、③効果検証方法など、社会実験の内容を分かりやすく詳細に記入するとともに、店頭アンケートについても、①調査対象、②調査方法、③質問項目（質問内容を具体的に記入すること。アンケート調査票を添付しても構わない）、④分析する内容などを分かりやすく詳細に記入すること（効果検証に必要なデータの提出、店頭アンケート調査への協力など、本市、協力店舗に協力が必要な事項についても分かりやすく詳細に記入すること。）。

※ 社会実験に協力していただく店舗の選定、協力依頼、実験の実施に関しての広報や店頭表示等、食品ロス削減に関する情報発信は本市で行うことを予定しており、今後、受託者からの提案を基に、5店舗程度（販売期限の設定状況は考慮しない。）に協力依頼することを想定している。このため、社会実験の実施に当たっては、事前に本市、協力店舗との調整が必要になるので留意すること。

(2) 京都市内の食品スーパーの実態調査及び市民の消費者意識調査の実施

社会実験の実施に併せて、食品スーパーの事業者(約 60 事業者)及び市民(サンプル数 1,000 人以上)を対象とした調査を実施すること。

食品スーパーの実態調査においては、販売期限の設定状況や、販売期限の延長に対する考え方などを把握し、消費者意識調査においては、消費者が賞味期限に対して持つ意識、許容できる販売期限の程度等を把握するなど、事業者が販売期限の延長を取り組むに当たっての課題等を分析するための質問項目を設定し、調査を行うこと。

調査の提案に当たっては、それぞれの調査において、①調査目的、②調査方法、③調査対象、④サンプル数、⑤質問項目(質問内容を具体的に記入すること。アンケート調査票を添付しても構わない)、⑥集計方法、⑦分析内容を分かりやすく詳細に記入すること。

なお、本市が把握する京都市内の食品スーパーの事業者(約 60 事業者分)については、受託者決定後にお知らせする。

(3) 調査報告書の作成

(1) 及び(2)の調査結果を踏まえ、販売期限の延長による食品ロスの削減に向け、市民、事業者に対し、どういった視点で取組を進めていく必要があるかなどの方向性をまとめた取組報告書を作成すること。

5 業務実施スケジュール(予定)

下表のスケジュールに留意し、業務を進めることとする。

平成29年8月下旬 業務着手

平成29年9月～ 実態調査、社会実験の実施に向けた協力店舗との協議

平成29年10月～ 社会実験実施

6 成果物

調査報告書(チューブファイルで綴じた紙媒体2部及び電子データ一式)

電子データは、CD-Rに記録して納品すること。電子データのファイル形式は、ワード・エクセル・PDF・JPEG・TIFFとし、その他のファイル形式を用いる場合は協議のうえ決定すること。

7 留意事項

- ・ 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- ・ 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 本業務の実施により得られた成果は、京都市に帰属する。
- ・ 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を本市に提出すること。

(参考)

※1 「新・京都市ごみ半減プラン」

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000189056.html>